

農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

第 1 定義

本事業において、「地方農政局長等」とは、事業実施地域が所在する都道府県ごとに、それぞれ以下の者をいう。

- 1 北海道 北海道農政事務局長
- 2 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
- 3 1 及び 2 以外の都府県 当該都府県の区域を管轄する地方農政局長

第 2 事業内容等

本事業は、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を総合的かつ機動的に支援するものであり、その具体的な交付対象事業、事業の内容及び要件については別表に定めるとおりとする。

なお、交付対象事業の実施期間は、原則として 1 年以内とする。

1 農林漁業者の組織する団体による取組

農林漁業者の組織する団体が、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第 5 条の規定に基づく認定又は同法第 6 条の規定に基づく変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って実施する同法第 3 条第 4 項に定める総合化事業に係る事業とする。

2 農林漁業者等と中小企業者による取組

農林漁業者等又は中小企業者が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第 4 条の規定に基づく認定又は同法第 5 条の規定に基づく変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に従って実施する同法第 2 条第 4 項に定める農商工等連携事業に係る事業とする。

第 3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、六次産業化・地産地消法第 5 条の規定に基づく認定若しくは同法第 6 条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法第 4 条の規定に基づく認定若しくは同法第 5 条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小

企業者であって、交付対象経費に充てるために2に定める資金の貸付又は出資（以下「貸付等」という。）を受けて本事業を実施する次に掲げる者とする。

（1）農林漁業者の組織する団体

農林漁業者の組織する団体については、主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である農林漁業者が3戸以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体であるものとする。

なお、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。

また、他の農林漁業者の組織する団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者を3人以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているものを含む。

なお、別表の交付対象事業欄の（1）のエに掲げる施設等を整備しようとする者は、本要領別記4に定める地域協議会（以下「農泊地域協議会」という。）の構成員ではない者に限る（本事業の完了日以後に農泊地域協議会の構成員となった場合は、この限りではない。）。

（2）中小企業者

農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業を除く。）

（注）みなし大企業とは、以下アからウまでの法人をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金の額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人

イ 発行済株式の総数又は出資金の額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人

ウ 大企業の役員又は職員を兼務する役員が役員総数の2分の1以上を占めている法人

2 1の事業実施主体が本事業の交付対象事業費に充てる資金は、次に掲げる機関が貸付等を行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づいて貸付等が行われる資金とする。

（1）農業協同組合

（2）農業協同組合連合会

- (3) 森林組合
- (4) 森林組合連合会
- (5) 漁業協同組合
- (6) 漁業協同組合連合会
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- (9) 株式会社日本政策金融公庫
- (10) 沖縄振興開発金融公庫
- (11) 株式会社商工組合中央金庫
- (12) 銀行
- (13) 信用金庫
- (14) 信用協同組合
- (15) 都道府県
- (16) 市町村
- (17) 特別区

3 本事業の交付率は次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付金の交付率は、定額（交付対象経費の10分の3以内）とする。ただし、次のいずれかに該当する事業については、定額（交付対象経費の2分の1以内）とする。

ア 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により、都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業

イ 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業

ウ 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障害者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。）を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する場合に限る。）することが定められており、かつ、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定若しくは

同法第6条の規定に基づく変更の認定又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは同法第5条の規定に基づく変更の認定を受けた日から起算して2年を経過する日までに障害者等を雇用することが確実であると認められる事業

- (2) 都道府県知事が事業実施主体に交付する交付金の額の算定の方法は、次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。ただし、交付金の上限額は原則1億円とする。

ア 交付対象経費に10分の3（（1）のただし書きに該当する場合は2分の1）を乗じて得た額

イ 交付対象経費に充てるための2の資金の額

ウ 交付対象経費からイの額及び地方公共団体等による助成金の額を控除して得た額

- (3) 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす場合には、（2）のただし書きにかかわらず、交付金の上限額は2億円とする。ただし、1億円を超えて上乗せすることができるのは、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引（以下「BtoB」という。）において、取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限るものとする。

ア 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に定める目標年度において、本事業におけるBtoBに供するものの取扱量又は取扱金額が50パーセントを超える計画であること。

イ 取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費が明確であること。

ウ 事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。

第4 事業の実施手続等

1 費用対効果分析

事業実施主体は、整備する施設等の導入効果について、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知。以下「費用対効果算定要領」という。）により費用対効果分析を行うこととし、交付対象事業の実施に要する費用に対し得ようとする効果が適切に得られるか否かを判断し、費用が過大とならないよう効率

性等を十分に検討するものとする。

2 事業費の低減

事業実施主体は、地域の実情に鑑みて、過剰な施設整備と見られるような施設等の整備を排除する等徹底した事業費の低減に努めるものとする。

3 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別紙様式第 1 号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。事業実施主体が、その事業実施計画を変更したときも、同様とする。

また、以下の要綱等に基づき設置され、かつ、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に定めた目標が達成された施設に、発電施設等の単独整備を実施する事業実施計画である場合、総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の作成は省略することができるが、別紙様式第 1 号に定める事業実施計画を提出する必要があることに留意すること。

- (1) 廃止前の 6 次産業化推進整備事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 22 総合大 1777 号、22 生産第 10770 号、22 経営第 7116 号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）
- (2) 廃止前の 6 次産業化先導モデル育成事業実施要領（平成 23 年 11 月 21 日 22 食産第 1633 号農林水産省食料産業局長通知）
- (3) 廃止前の 6 次産業化推進整備事業実施要領（平成 24 年 4 月 20 日 23 食産第 4068 号農林水産省食料産業局長通知）
- (4) 廃止前の 6 次産業化整備支援事業実施要領（平成 25 年 6 月 3 日 25 食産第 594 号農林水産省食料産業局長通知）
- (5) 廃止前の 6 次産業化ネットワーク活動整備事業実施要領（平成 26 年 4 月 1 日 25 食産第 4873 号農林水産省食料産業局長通知）
- (6) 廃止前の 6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 食産第 599 号農林水産事務次官依命通知）
- (7) 廃止前の 6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 食産第 623 号農林水産省食料産業局長通知）
- (8) 廃止前の食料産業・6 次産業化交付金実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 食産第 5353 号農林水産事務次官依命通知）

4 都道府県事業実施計画の作成及び協議

- (1) 都道府県知事は、3 の事業実施計画を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第 2 号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

ただし、第 5 に基づき配分の対象となった事業実施計画が配分を受けることとなったポイントを下回った場合は、当該協議を行うことができない

ものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1)により提出された都道府県計画について協議を行い、当該都道府県計画が妥当である場合は承認するものとする。

5 都道府県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事は、4の規定により作成した都道府県計画に次の(1)から(5)までに掲げる事由が生じた場合、又は都道府県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、別紙様式第2号に当該都道府県計画を添えて地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。

- (1) 事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除又は名称の変更）
- (2) 事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更又は目標値の変更）
- (3) 新商品の変更
- (4) 認定総合化事業計画及び認定農商工等連携事業計画の変更に伴う変更
- (5) 不用額の発生に伴う本交付金の額の減額（地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。）

6 交付対象事業の公表

都道府県知事は、本事業の適正な実施及び透明性の確保に資するため、本事業を完了したときは、実施した本事業の概要について、都道府県のホームページに掲載する等の方法により、本事業の完了年度の翌年度の7月末までに公表するものとする。

7 その他

事業実施主体は、本事業の遂行状況等について、都道府県知事に随時報告するほか、地方農政局長等又は都道府県知事の求めに応じて報告を行い、適切な本事業の執行に努めるものとする。

第5 配分基準

1 本事業の実施に必要な配分基準については、次のとおりとする。

(1) 都道府県配分額の決定

第4の3に規定する事業実施計画について、別紙1に掲げる評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

ただし、既存の6次産業化施設に発電施設等の単独整備を実施する場合にあつては、発電施設等を附帯する6次産業化施設の整備を実施する際に作成した事業実施計画書についてポイントを付与する。

ア 予算額の範囲内で、次の方法により配分額を算定することとする。

(ア) 優先枠の取組に対する配分

次に掲げる優先枠の対象となる事業実施計画については、ポイント

の高い順に並べ、優先枠の予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

a 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 により都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される地域経済への波及効果を及ぼす取組に係る優先枠

b 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）第 2 条に規定する特定有人国境離島地域で実施される取組に係る優先枠

（イ）優先枠以外の取組に対する配分

（ア）の合計額を除いた予算の範囲内で、（ア）の優先枠の対象とならない事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

イ アの（ア）において、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に配分する。

ウ アの（ア）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、アの（ア）による予算の配分を行わないこととし、予算の配分が行われなかった事業実施計画については、アの（イ）における算定の対象とする。

エ アの（イ）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に、事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

（2）配分結果の公表

（1）により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を公表するものとする。

ア 都道府県別の要望件数

イ 都道府県別の配分対象件数

ウ 配分対象となった事業実施計画の最低ポイント（ボーダーライン）

（3）留意事項

ア 別紙 1 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内

容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。

イ 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

(4) 前々年度の不用額に係る配分額への反映

都道府県に配分した予算の効率的な執行を図るため、前々年度の都道府県における交付金の不用額（都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。）の率（前々年度不用額／前々年度割当額×100）が40%以上の都道府県に対しては20%を、不用額の率が20%以上40%未満の都道府県に対しては10%を上限として、都道府県ごとの要望額に対する配分額から減額するものとする。

第6 助成

1 国の助成

国は都道府県に対し、毎年度、予算の範囲内において、交付金を交付することができる。

2 交付限度額

本事業における交付限度額については、別表の事業メニュー欄に掲げる事業に係る事業費に、当該事業に係る交付額算定交付率を乗じて得た額の合計額とする。

第7 実施基準等

1 採択基準

(1) 必須事項

ア 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。

イ 第4の1の費用対効果分析は、費用対効果算定要領に定めるところにより行うものとし、この費用対効果分析の結果が当該要領の基準を満たしていること。

ウ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（令和3年2月16日農林水産省決定）に係るチェックシートを活用した取組の点検を実施していること。

エ 農林漁業者の組織する団体による取組においては、本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等（アに定める規約その他の文書に記載のある農林漁業者等をいう。オにおいて同じ。）が、目標年度までに 50 パーセント以上（取扱量又は取扱金額）の生産を行うこと（事業実施主体の構成員等が生産する場合を含む。）。

オ 農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組においては、中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の 50 パーセント以上（仕入量又は仕入金額）を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の 50 パーセント以上（取扱量又は取扱金額）を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。

（２）考慮すべき事項

ア 目標年度において、本事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。

イ 整備を予定している施設が、その性能及び規模等に鑑み、成果目標の達成に向け適切なものであること。

ウ 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められること。

エ 事業実施主体の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

オ 整備を予定している施設で加工された製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。

カ 事業実施主体の直近 3 年の決算において、原則として、経常損益が 3 年連続の赤字となっておらず、かつ、直近 1 年の決算において、債務超過（貸借対照表の負債の合計額が資産の合計額を上回り、純資産の合計額が負数となった状態をいう。）となっていないこと。

キ 事業規模（施設等の整備に要する経費）が 1 億円以上となる本事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が 5 年以上の経営経験を有していること。

（３）発電施設等の単独整備を実施する場合にあっては、（１）及び（２）については適用しない。

２ 事業の実施に関する事項

（１）都道府県知事は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施主体に対する交付決定時までに、第 3 の 2 に規定する

資金の貸付等を行う機関から事業実施主体に対し貸付等が行われること及び貸付等の金額を、当該貸付等を行う機関が発行する融資証明書、出資証明書、その他の融資が確実に行われることを証明する書類により確認するものとする。

- (2) 交付対象経費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るために適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとする。

- (3) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとする。

- (4) 交付の対象とする施設等は、耐用年数が5年以上のものとする。

- (5) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品・新材を利用する場合のほか、増築・改築等を行う本事業又は古品・古材（中古農業機械を含む。以下同じ。）の利用による本事業の場合も交付の対象とする。

なお、古品・古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものとする。

- (6) 発電施設の整備に当たっては、施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとし、当該目標の達成状況については、第12に定めるとおり、事業実施後に評価を行うこととする。

3 交付の対象としない経費

次に掲げる経費は、本事業の実施に必要なものであっても、交付の対象としない。

なお、交付の対象としない経費の額が施設等の整備に要する経費に含まれ、単体で区分できない場合は、面積等に応じて按分計算等の方法を用いて、交付の対象としない経費の額を算定して除外するものとする。

- (1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費

- (2) 個人で使用する機械、施設、運搬用トラック等の目的外使用のおそれのある施設等に係る経費

- (3) 既存施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの（いわゆる更新）並びに交付の対象とする施設のうち附帯施設

のみに係る経費

(注) 認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産する新商品についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、改めて総合化事業計画の認定を受けて取り組む場合に必要となる施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となる。

(4) 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費

(5) 交付対象施設等に係る附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費

(6) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費

第8 事業の施行

1 事業の実施

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書（設計図、仕様書及び工事費明細書等の工事に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会の議決等を得るものとする。

なお、予算案又は事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において交

付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金（分(負)担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、土地改良区等にあつては、それぞれの関係法規等の定めるところにより、農林漁業者の組織する団体等にあつては、関係者の総会による議決等に基づき行うものとする。

なお、地元負担金の調達については、適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けてこれに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、土地改良法に基づく施行認可、建築基準法に基づく確認、農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

2 交付金交付決定前の着手

交付等要綱第 10 の 3 の規定により交付決定前着手届を提出する場合においても、交付対象事業の内容が明確となり、交付対象事業の交付金の交付が確実となった後に着手することとし、また、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で着手するものとする。

また、交付決定前着手届出の提出を受けた都道府県知事は、事前に理由等を十分に検討し、交付金交付決定前の着手を必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。加えて、事業実施主体が交付金交付決定前に着手した場合、交付申請書（交付等要綱の別記様式第 1 号をいう。）の 3 の備考欄に着手予定年月日並びに交付決定前着手届の日付及び文書番号を記載するものとする。

3 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は次の（２）から（５）までに掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の交付対象事業については一の施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、一の交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

また、機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

(ア) 機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。

(イ) 随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するとき に定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

b 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(ウ) 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了さ

せるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

(ア) 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

b 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(イ) 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

（ア）代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

（イ）競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

地方公共団体以外の事業実施主体が、代行施行契約をしようとする

場合は、交付等要綱第 32 の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

- (ウ) 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者に対して工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

4 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第9 施設等の管理

事業実施主体は、本事業で整備した施設等（以下この第9及び第11において「施設等」という。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。管

理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、第3の1に定められた事業実施主体の範囲内のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

(1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）別記様式第11号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

(3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

(1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処

分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条に基づく財産処分（以下「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、都道府県知事に承認を受けなければならない。

- （2）都道府県知事が（1）の承認をするときは、あらかじめ地方農政局長等に申請し、その承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

- （1）事業実施主体は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ別紙様式第 5 号により都道府県知事に届け出るものとする。
- （2）（1）により届出を受けた場合、都道府県において、当該増築等の必要性を検討し、検討の結果、必要性が認められた場合は地方農政局長等に届け出るものとする。

第 10 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

（1）土地基盤の整備

別表の事業メニュー欄のうち、農地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費関係	
（a）工事費	支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。
（b）測量設計費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費
（c）機械器具費	工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数が工事期間を超えるものを除く。）
（d）営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費

(e) 用地費及び補償費	別表の事業メニュー欄のうち、(2)のアの簡易土地基盤整備、イの農業用水のために必要な施設及びウの営農飲雑用水のために必要な施設に要するものに限る。 補償費については、工事の施工に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力による損失に限る。 なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について（昭和38年3月23日付け38農地第251号農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。
(f) 全体実施設計費	
(g) 換地費	土地改良法第2条第2項第2号に定める区画整理及び同項第3号に定める農用地の造成に要するものに限る。
(h) 工事雑費	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち、農山漁村発イノベーション整備事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和●年●月●日付け●農振第●●号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2によるものとする。
2 交換分合事業費	土地改良法第2条第2項第6号及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2に定める交換分合に要するものに限る。

(2) 機械器具

別表の事業メニュー欄のうち、(2)のエの農林水産物等の生産に必要な施設その他の機械器具の購入（以下「機械器具の購入」という。）に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 機械器具費 (a) 本機購入費 (b) 附属機械器具購入費	個人で使用する機械等、目的外使用のおそれがあるものを除く。
2 工事雑費	本機及び附属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料（車両購入費にあつては、重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料を含む。） ただし、現地着単価によって購入するときは、運送料を除くものとする。

なお、機械器具等については、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。

(3) 建築工事及び製造請負工事

農地等の整備及び機械器具の購入以外のもの（以下「建築工事及び製造請負工事」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建築工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	個人で使用する機械等、目的外使用のおそれがあるものを除く。
2 実施設計費	
3 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。

なお、機械器具等については、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさな

い範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。

(4) 附帯事務費

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象事業に要する総事業費に附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の別表 3 に定める附帯事務費の率を乗じて得た額を上限とする。

イ 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の 1 によるものとする。

ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品の購入経費については、原則として交付の対象としない。

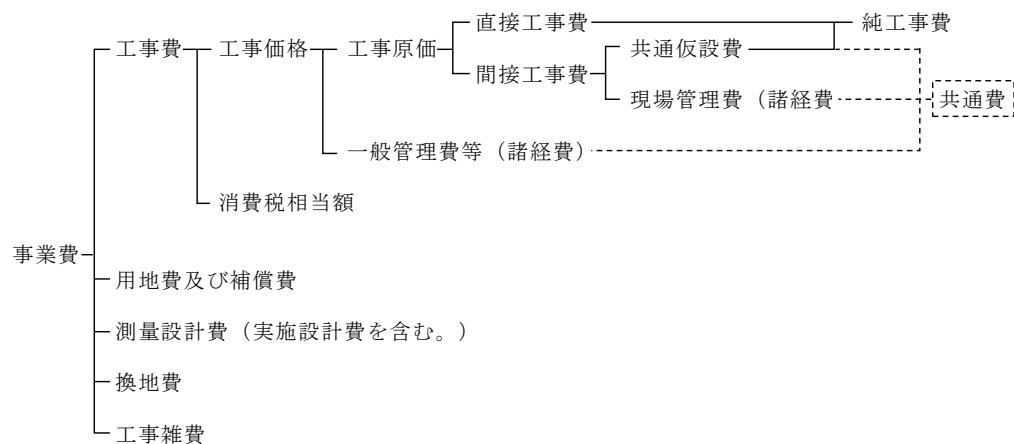
2 交付対象事業費の構成

1 の (1) から (3) までの交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 土地基盤の整備

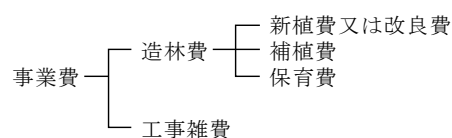
ア 請負施行の場合

(ア) 農地等の整備

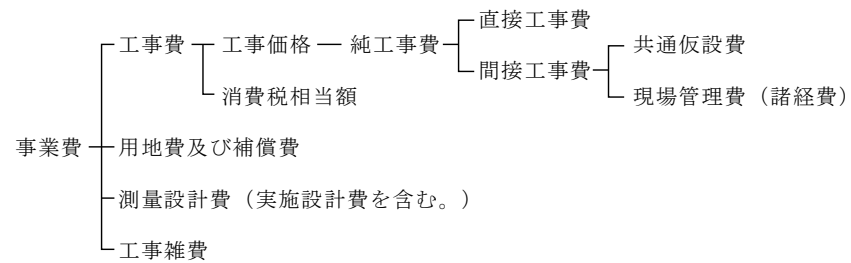


注) この表は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知）及び草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）に準拠したものである。

(イ) 林地等の整備

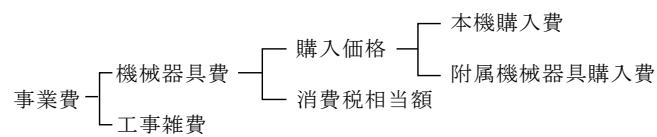


イ 直営施行の場合



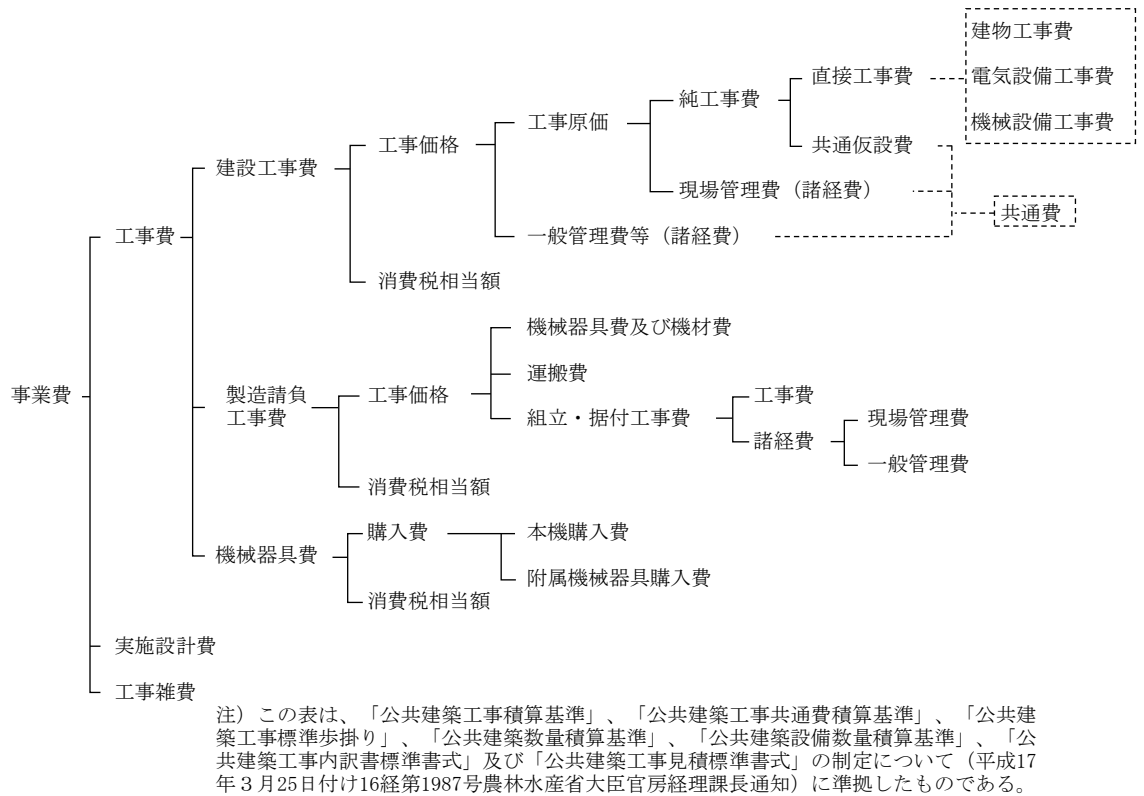
注）この表は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱及び草地開発整備事業等事業費積算要綱に準拠したものである。

（２）機械器具

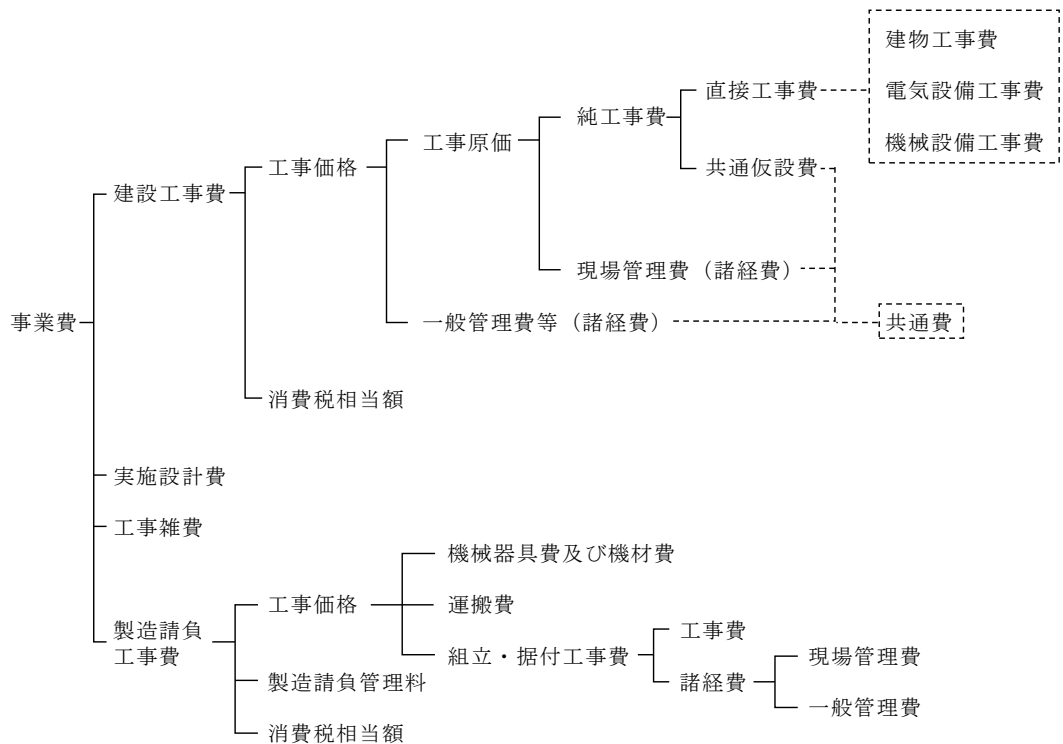


（３）建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



イ 代行施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、（１）にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料のみ計上できるものとする。

（１）土地基盤の整備

ア 工事費

（ア）積算の方法

- a 土地基盤の整備は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林水産事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）、「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 9545 号農林省畜産局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業の基準に準じて積算するものとする。

（イ）支給品費等の取扱い

支給品費及び地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である事業の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算の取扱いについては、（３）に定めるところによるものとする。

イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な委託費又は請負費とする。

ウ 用地費及び補償費

（ア）用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

（イ）土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」に準じて行うものとする。

（２）機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、附属機械器具

購入費等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

また、工事雑費の積算の取扱いについては、（３）のウに定めるところによるものとする。

（３）建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

（ア）積算の方法

- a 工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実効価格によるものとし、建設工事費については直接工事費及び共通費、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費、機械器具費については本機購入費及び附属機械器具購入費に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

- b 建築工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

（イ）支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施工にあつては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料を支給する場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品又は古材は、事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用

その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用
-----	------------------------

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする、次の表 1 に掲げる現場管理費及び次の表 2 に掲げる一般管理費とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表 1 現場管理費

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事

原価性経費配賦額 雑費	用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。 本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額 会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用
----------------	---

表 2 一般管理費

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課

保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質、その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の 2 によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としないものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費並びに組立・据付工事費の 5 % に相当する額以内とする。

また、その上限額は 2,000 万円とし、施設全体の製造請負工事ごとに適用するものとする。

ただし、次の要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約ごとに適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合には、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

(ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超えること。

(イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

(ウ) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費については、それぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

第 11 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、施設等ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする。

届出を受けた都道府県知事は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な実態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

なお都道府県知事は現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認するものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付等要綱第 21 の実績報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書を添付して、都道府県知事にこれらを提出し実績を報告するものとする。

3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

既に支払が行われている場合には、1に加えて次の（１）及び（２）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

（１）施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

（２）施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

4 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（１）及び（２）により、事業完了後目標年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（１）経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（２）現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

５ その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第 12 事業実施後の評価等

１ 本事業の目標年度は、認定総合化事業計画に定める総合化事業又は認定農工商等連携事業計画に定める農工商等連携事業の実施期間の最終年度とし、成果目標については、別紙 2 に定めるとおりとする。

２ 事業実施状況の報告等

（１）報告

事業実施主体は、適切な事業執行に努めるとともに、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、次に掲げる事項を含めて事業実施状況の報告書を作成し、翌年度の 5 月末までに、都道府県知事に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

ア 事業実施状況

イ 目標値及び目標値の達成率

ウ 事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法

（２）事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から（１）に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、各年度の成果目標の達成率が 3 年連続して 70% 未満となった場合又は単年度で 50% 未満となった場合は、当該事業実施主体に対し、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 11 条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者をいう。以下同じ。）等による経営指導並びに事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする、別紙様式第 3 号による改善計画の作成を含む必要な改善措置を指導するものとする。

（３）地方農政局長等への報告

都道府県知事は、（１）の規定により事業実施主体から報告があった事業実施状況報告書の内容を踏まえて、別紙様式第４号による事業実施状況報告書を作成し、報告があった年度の６月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

（４）都道府県知事に対する指導

ア （３）の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

イ 地方農政局長等は、アに規定する指導を行った場合は、当該指導の内容の報告があった年度の１２月末までに、農村振興局長に報告するものとする。

（５）都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、（３）に定める報告のほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

３ 事業成果の評価等

（１）報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、２の（１）のアからウまでに掲げる事項を含めて評価報告書を作成し、５月末までに都道府県知事に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

（２）事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から（１）に定める評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の達成率が１００％未満の場合には、当該事業実施主体に対し、中小企業診断士等による経営指導並びに事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする、別紙様式第３号による改善計画の作成を含む必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、２に準じて改善状況を報告させるものとする。

（３）地方農政局長等への報告

都道府県知事は、（１）の規定により報告を受けた事業成果の状況について、別紙様式第４号により報告書を作成し、報告を受けた年度の６月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

（４）事業成果の評価

(3)の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとする。また、当該評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該評価結果及び当該指導の内容を、評価及び指導を行った年度の12月末までに、農村振興局長に報告するものとする。

4 改善措置の指導等

- (1) 事業実施主体は、2の(2)及び3の(2)による都道府県知事からの措置等を踏まえ、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、次のアからウまでに掲げる要件を満たす場合に限り、新商品の変更を伴う改善計画を別紙様式第3号を用いて作成することができる。

ア 別紙2に定める成果目標を下回らないこと。

イ 本事業により整備した施設等を活用するものであること。

ウ 新商品の変更が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

a 商品そのものが新しいこと。

b 原料が新しいこと。

c 製法が新しいこと。

- (2) (1)の改善計画を作成した事業実施主体は、事業実施計画期間中においては、別紙様式第1号を用いて、都道府県知事に対し新商品の変更に係る事業実施計画の変更申請を行うものとし、これを受けた都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、当該改善計画及び変更事業実施計画を妥当と認めるときは、承認するものとする(事業実施期間中においては、認定総合化事業計画又は認定農工商等連携事業計画の変更申請及び認定は別途必要である。)。

- (3) 都道府県知事は、2の(2)及び3の(2)による改善措置等を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を地方農政局長等へ報告するものとする。

- (4) 地方農政局長等は、都道府県知事から(3)による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合には、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められる場合又は事業実施状況の改善が見込めないと判断される場合は、都道府県知事に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

る。

- (5) 改善計画を作成中若しくは改善計画に基づいて事業を実施中の事業実施主体は、目標が達成されるまでの間、新たな事業実施計画を作成できないものとする。

5 発電施設の整備に係る評価等

発電施設の整備を実施する場合、施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況について評価を行うものとする。

第 13 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、都道府県知事に対して、本事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2 の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、都道府県知事に対して、交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第 14 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（1）から（3）までのいずれかの関係を有する会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100 パーセント同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に定める親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、(2)を除く。）

2 利益等排除の方法

- (1) 事業実施主体の自社調達の場合、当該調達品の製造原価をもって交付対象経費とする。
- (2) 100 パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。
(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第 15 災害等における緊急事業

災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この要領の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

第 16 発電施設の整備規模等

- 1 本事業により整備された発電施設により発電される電力については、天候や時間帯により発電時期に制約があるため、振替供給方式とすることにより6次産業化施設等の運転・操作等のための電力に有効に充てられるようにする。なお、電力を必要とする6次産業化施設等に隣接して設置する発電施設等にあつては、専用の電力線による直接供給もできるようにして、災害等により停電が生じた場合などにおける6次産業化施設等の一部機能の確保に努める。
- 2 本事業により発電施設を整備する場合の発電規模は、当該施設の運転・操作等に必要年間需要電力量の総和とおおむね同水準、又はそれ以下とする。
- 3 売電収入の会計処理に当たっては、複式簿記を用いるなど適正な会計処理を行い、目的以外の利用がないようにすることとする。

第 17 固定価格買取制度との調整

- 1 別表の（１）のキ及び（２）のシの施設（未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設）を整備し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 発電施設等を整備した場合における当該施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入（１の調整を除いた額）が、電力供給対象施設に係る電力量、受電・発電に必要な費用及び電力供給対象施設の維持管理費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。また、売電収入については、発電施設及び 6 次産業化施設等の電力量に充当するほか、これらの施設等の維持管理費（建設改良積立金、災害準備積立金等を含む。）に充当する。

第 18 他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる 1 から 8 までの施策との連携に努めるものとする。

- 1 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第 2 に定める地域別農業振興計画に基づく施策
- 3 地域経済の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 4 「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局通知）に基づく実質化された人・農地プラン（以下「実質化された人・農地プラン」という。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条に基づく地域計画（以下「地域計画」という。）に係る施策
- 5 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的とした HACCP に係る施策
- 6 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）に規定する特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

- 7 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策
- 8 デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策

(別紙 1)

農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の配分基準

評価項目及び配点基準		ポイント
安定性	① 事業実施主体の財務状況は安定しているか。 ア 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の黒字であり、かつ、直近1年の決算において、累積損失がない。	5
	イ 直近3年の決算において、経常損益が1年以上の黒字であり、かつ、直近1年の決算において、債務超過となっていない（アの場合を除く。）。	3
	ウ 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の赤字となっている。又は、直近1年の決算において、債務超過となっている。	0
確実性	② 事業規模（施設等の整備に要する経費）が1億円以上となる本事業を実施する場合 ア 実施する事業に係る経営経験を5年以上有している。	0
	イ 実施する事業に係る経営経験を有しているが、5年未満である。	- 3
	ウ 実施する事業に係る経営経験を有していない。	- 5
	③ 事業実施要件が具備（総合化事業等の計画、融資協議、関係許認可等）されているか。 ア 事業を実施するための要件が十分具備されており、当初要望の場合は6月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。	5
	イ 事業を実施するための要件が具備されており、当初要望の場合は8月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。	3
	ウ 事業を実施するための要件について協議中で事業開始の見通しが立っていない。	0
	④ 原料の調達（生産・供給体制）は確立されているか。 ア 原料確保の計画の全量について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。	5
	イ 原料確保の計画量の一部について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。	3
	ウ 原料調達先との間で契約書や同意書等の確約が取れていない。	0

持 続 性 ・ 継 続 性	⑤ 製品の販路は、確保等されているか。 ア 販売数量の概ね全量について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。	5
	イ 販売数量の一部について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。	3
	ウ 販売数量について、販売先と契約又は交渉がされておらず、実需要因から算定された販売計画となっていない。	0
	⑥ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。 ア 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した責任者の他、必要な能力や経験を保持した担当者を複数配置している。	5
	イ 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した責任者の他、必要な能力や経験を保持した担当者を配置している。	3
	ウ 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した担当者を配置していない。	0
	⑦ 事業の確実な実施・継続性について、事前に調査・検討を行っているか。 ア 事業開始までに、中小企業診断士等による経営診断等により事業の継続性が証明されることが確実である。	5
	イ 事業開始までに、第三者評価会やマーケティングリサーチ等により事業の継続性が証明されることが確実である。	3
	ウ 事業開始までに、事業の実施に向けた事前の調査・検討が行われておらず、事業の継続性が証明されない。	0
	⑧ 事業の持続性、継続性は見られるか。また、地域経済、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。 次のアからシまでのいずれかに該当する場合は、それぞれのポイントを加算する。 ア 業務用需要に応じた一次加工品等のB to Bの取組が行われる事業となっている。	2
	イ 事業実施計画に、本事業における商品の製造過程についてHACCPに関する第三者認証を取得することが含まれている。	2
	ウ 次のいずれかに該当する観光消費を推進する取組である。（複数選択不可） （ア）事業実施計画が「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の申請と連携する計画となっている。	2
	（イ）認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、農泊地域協議会（第3の1の（2）に規定する農泊地域協議会をいう。）と連携する具体的な取組を計画している。	2
	エ 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、	2

	インバウンドを中心とする観光消費に向けた具体的な取組を計画している。	
オ	認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、新商品の製造に当たり、障害者等が農林水産物等の一次加工処理や加工業務、販売業務に従事する計画となっている。	2
カ	障害者が商品の開発に参画し、当該商品に更なる付加価値をもたらすインクルーシブデザインにより生み出される商品の製造に係る計画となっている。	2
キ	次のいずれかに該当している。（複数選択不可）	
	（ア）事業を実施する地域において「地域計画」が策定されており、かつ事業実施主体が、「地域計画」に定められている目標地図（基盤法第 19 条 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者となっている。	2
	（イ）事業を実施する地域において「地域計画」が策定されていないが、事業実施主体が「実質化された人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられている。	1
ク	「輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定規程」（令和 2 年 4 月 1 日農林水産大臣決定）に基づく認定を受けた G F P グローバル産地計画に従って実施する事業である。	2
ケ	労働安全衛生マネジメントシステム規格である ISO45001、JISQ45001 若しくは JISQ45100 の認証を受けている、又は労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）に基づく取組を行っていることについて、労働安全コンサルタント（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下同じ。）第 84 条第 1 項に規定する労働安全コンサルタントをいう。）若しくは労働衛生コンサルタント（労働安全衛生法第 84 条第 1 項に規定する労働衛生コンサルタントをいう。）の確認を受けている。	2
コ	前年度において、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 2－2 の第 1 の 7 に定める支援対象者又は同 8 に定める重点支援対象者に決定され、同 11 に定める中央プランナー若しくは同 12 に定めるエグゼクティブプランナー又は同 14 に定める地域プランナーによる経営改善の取組に対する支援を受けている。	2
サ	以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに基づいて実施する事業である。	2
	（ア）みどりの食料システム法（以下「みどり法」という。）第 16	

	条第 1 項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画 (イ) みどり法第 19 条第 1 項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第 21 条第 1 項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画 (ウ) みどり法第 39 条第 1 項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画 シ 「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において、デジタル技術を活用して実施される取組である。	2
--	---	---

(別紙2)

目標年度及び成果目標

- 1 本事業の目標年度は、認定総合化事業計画に定める総合化事業又は認定農工商等連携事業計画に定める農工商等連携事業の実施期間の最終年度とする。
- 2 成果目標は、次の(1)又は(2)に掲げる取組に応じ、それぞれに定める目標とする。

(1) 農林漁業者の組織する団体による取組

農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画で定めた総合化事業の目標

(2) 農林漁業者等と中小企業者による取組

農林漁業者等及び中小企業者が認定農工商等連携事業計画で定めた農工商等連携事業の目標

ただし、次のア又はイに該当する取組については、(3)に定める目標を設定するものとする。

ア 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2により、都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業

イ 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業

(3) 地域経済への波及効果を及ぼす取組等に関する目標

別表

事業実施主体	交付対象事業	事業の内容及び要件
農林漁業者の 組織する団体	(1) 農林水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設	
	ア 農林水産物等の集出荷のために必要な施設	ア 農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵 用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフ レコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式 等を有する米麦貯蔵施設等の整備 イ 漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、 製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等 の整備
	イ 農林水産物等の処理・加工のために必要な施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機 械施設等の整備
	ウ 農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との 連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のため に必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力 強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、 販売戦略（ＩＴ関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・ 食材提供用）施設等の整備
	エ 農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との 連携を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のため に必要な施設	市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設 （休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニ ティー広場、福祉活用促進施設の整備 （別記４第２に定める事業を実施中又は、実施が終 了した地域からの観光入込客の流入が見込める地 域における取組に限る。）
	オ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設	捕獲した獣肉の処理・加工・販売促進（販売・貯 蔵・食材提供用）施設等の整備
	カ 収穫後用害虫防除のために必要な施設	農林水産物の病害虫防除のために必要な機械施 設の整備
	キ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・ 流通・販売等施設へ供給するために必要な施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自 然エネルギー供給施設、地域活性化に資する給電 施設等の整備 （交付対象事業欄の（１）のア～カと一体的に整 備するものであり、売電を目的としない取組に係 るものに限る。）
	ク ア～キの附帯施設	
	(2) 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農 林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設	
	ア 簡易土地基盤整備 イ 農業用水のために必要な施設 ウ 営農飲雑用水のために必要な施設	既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的 な次の整備等とする。 （ア）農業用排水施設 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 （イ）農道 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新 設、廃止又は変更 （ウ）区画整理 農用地の区画形質の変更 （エ）暗渠排水 暗渠の新設又は変更 （オ）土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壌改良及び 土壌消毒 （カ）農用地造成

		農用地の造成 (キ) 農地保全 農用地の保全のため必要な事業 (ク) 営農用水施設 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更に係るもの (ケ) 生産環境整備 農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2092 号農村振興局長通知）別紙 1－1 の別表の区分欄の 2 の事業種類欄の（４）に掲げる事業及び区分欄の 3 に掲げる事業のうち農業生産に密接に関連するもの（営農用水施設を除く。） (コ) 生産技術高度化施設 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等の整備 (サ) 農作物被害防止施設 農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等の整備 (シ) 附帯整備 (ア) から (ク) までの事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備 (ス) 基本条件確保整備 (ア) から (ク) までの事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（２の（９）のケに規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備
	エ 農林水産物等の生産に必要な施設	農業用機械施設の整備 （新商品の原材料となる農林水産物の生産に用いる等、認定総合化事業計画又は認定農工商等連携計画の取組に真に必要なものに限る。）
	オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設	乾燥機、刎摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵機械、建物の整備
	カ 育苗のために必要な施設	水稻、野菜等の育苗に必要な機械施設の整備
	キ 水産用種苗生産・畜養殖のために必要な施設	養殖用生産機械、放流用の種苗の生産機械及び建物の整備 （漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのある取組に係るもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）を除く。）
	ク 堆肥製造のために必要な施設	家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等の整備
	ケ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設	新技術を活用した育苗・増殖・培養用機械施設の整備
	コ 特用林産物生産のために必要な施設	きのこ類等特用林産物の生産に必要な機械施設の整備
	サ 農林水産物等運搬のために必要な施設	農林水産物等の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設の整備
	シ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設、地域活性化に資する給電施設等の整備

		(交付対象事業欄の(2)のア～サと一体的に整備するものであり、売電を目的としない取組に係るものに限る。)
	ス ア～シの附帯施設	
	(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設	
中小企業者	ア 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設、食材提供施設、農林水産物等の生産・加工体験施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等の整備 ア 農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等の整備 イ 漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等の整備 地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等の整備 市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設(休憩所、更衣室等)、農機具収納施設、コミュニティー広場、福祉活用促進施設の整備 木工加工、陶磁器製作、山菜等の加工など地域に賦存する資源を活用した多様な就業・所得機会の創出に必要な施設等の整備
	イ アの附帯施設	

※ 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

別紙様式第 1 号

提出年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

事業実施主体名	
代表者氏名	

提出先	
-----	--

農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)事業実施計画書

1 事業実施主体等の概要及び添付書類

(1) 事業実施主体の概要

法律の事業計画認定状況									
法律名			事業計画名		認定状況		認定(申請)年月日		
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律			総合化事業計画		認定済 申請中		年 月 日		
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律			農商工等連携事業計画		認定済 申請中		年 月 日		
(ふりがな)	()				代表者	役職名			
事業実施主体の名称						氏名			
主たる事務所の所在地	(〒 -)				担当者	役職名			
						氏名			
					連絡先	電話番号	- -		
						FAX番号	- -		
E-mail									
事業実施場所(住所)					HPアドレス				
					常時従事する従業員数		名		
注1 種類			設立年月日		年 月 日				
注2 業種			注3 みなし大企業の確認		みなし大企業である ・ みなし大企業でない				
注4 重複申請の有無	有 ・ 無	申請中の事業名及び事業概要	事業名						
			注3事業概要						
注5 地域要件該当の有無	有 ・ 無	該当する地域要件							

事業実施主体の概要	
-----------	--

構成員(出資者 等) 注6、7

氏名	住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	注8 事業実施主体における役職名	出資金		出資等比率		注9備考
					千円		%	
					千円		%	
					千円		%	
					千円		%	
					千円		%	

部門別責任者 等 注10							
担当部門		責任者及び 担当者の別	氏 名		担当部門における専門性に関する経歴、受講済み研修等		
注11 雇用に関する目標 ※構成員に3戸以上の農林漁業者 を含まない団体のみ記載		申請時	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
		()	()	()	()	()	()
		人	人	人	人	人	人

直近3年の経営状況	第 期 年 月 日～ 年 月 日		第 期 年 月 日～ 年 月 日		第 期 年 月 日～ 年 月 日		備考
経常損益		千円		千円		千円	※損益計算書により確認 経常損益＝営業損益＋営業外収益－営業外費用 ※貸借対照表により確認
純資産額 (資産と負債の差額)		千円		千円		千円	
うち利益剰余金		千円		千円		千円	

- 注1 「種類」の欄には、「農業協同組合」、「森林組合」、「漁業協同組合」、「株式会社」、「合名会社」等のほか、事業協同組合等にあつては根拠法に基づく正式名称を記入し、その他農林水産物の生産、加工等を営む任意団体及び農作業の共同化等を行う任意団体にあつては「任意団体」と記入する。
- 2 「業種」の欄には、日本標準産業分類に定める中分類の業種を記入する。(農業、林業、漁業、食品製造業等)
- 3 「みなし大企業の確認」の欄は、事業実施主体が農商工等連携促進法に基づく認定を受けた中小企業者である場合のみ該当するものに○をする。
- 4 本事業以外に国、その他公的支援が受けられる事業に応募の場合は、「重複申請の有無」の欄で有を選択し、申請中の事業名及び事業概要を記入する。
- 5 事業実施場所が実施要領別記2-1の第7の1の(1)から(14)までに規定する地域要件に該当する場合は、「地域要件該当の有無」の欄で有を選択し、該当する地域要件を記入する。
- 6 「構成員(出資者等)」の欄は事業実施主体が農林漁業者が組織する団体である場合のみ記入する。
- 7 「構成員(出資者等)」の欄には、その全てを記入する。ただし、構成員が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入するとともに、該当する事項を記入する(事業実施主体が事業協同組合等の場合の組合員を含む。)。また、「株式会社」等にあつては、「出資者」等を記入する。
- 8 「事業実施主体における役職名」の欄には、農事組合法人は「理事」、株式会社は「取締役」、合名会社、合資会社等は「代表」等と記入する。
- 9 「備考」の欄には、農地所有適格法人である場合に農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項第2号に掲げる要件のいずれに該当するかを記入する。この場合、常時従事者は「常」、農地等の使用収益権を移転・設定しているときはその旨を記入する。
- 10 「部門別責任者等」の欄には、生産・加工・販売・会計の各部門の責任者等名と、その経歴を記載する。なお、部門ごとに責任者等が複数いる場合は、その別を記載する。
- 11 「雇用に関する目標」の欄の目標年度においては3人以上とする。
- 12 実施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、「構成員(出資者等)」、「部門別責任者 等」、「直近3年の経営状況」の欄は記載不要
- 13 今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば枠を追加し事業名及び事業概要を記入する。

(2) 連携する事業者の概要 … 別記2-3 第7の1の(1)のア

連携事業者		活動拠点:住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	代表者名 (役職)	連携の内容・役割	連携規約等 の確認
①						☐ 規約 ☐ 覚書
②						☐ 規約 ☐ 覚書
③						☐ 規約 ☐ 覚書
④						☐ 規約 ☐ 覚書
⑤						☐ 規約 ☐ 覚書
⑥						☐ 規約 ☐ 覚書

- 注1 「業種」の欄には、日本標準産業分類に定める中分類の業種を記載する。(農業、林業、漁業、食品製造業等)
- 2 申請者が中小企業者の場合、農商工等連携事業計画で連携する農林漁業者について記載を必須とする。
- 3 連携する者について全て記載し、欄が足りない場合には欄を追加して記載する。
- 4 連携規約等の確認の欄には、押印のある文書は「規約」、押印のない文書は「覚書」にチェックする。
- 5 連携内容を定めた文書等を添付する。
- 6 実施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、記載不要。

2 事業の概要

事業の内容 及び実施方法				
事業の成果目標	農林漁業者の組織する団体による取組		農林漁業者等と中小企業者による取組	
	総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高		中小企業者にあつては総売上高 農林漁業者にあつては農商工等連携事業に係る 農林水産物の売上高	
	円		円	
※ 「6 商品等の販路や需要等の計画」に記載の目標年度における合計の売上金額と整合性をとること。				
事業の スケジュール				

注1 「事業の内容及び実施方法」に「**新商品**」の①**名称**、②**概要** を必ず盛り込むこと。

2 事業のスケジュール欄には、関係法令等の許認可等(予定含む)に関する事項(許認可等内容、認可等先、認可(予定)時期)を盛り込むこと。

3 実施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、「事業の成果目標」は記載不要。

3 施設の設置計画 ・ ・ ・ 別記2-3 第7の1の（2）のイ

	No.	施設等区分				設置 台数	施設等整備に 要する経費 (円)	交付対象 経費 (円)	交付対象経費の負担区分(円)						貸付けの詳細			竣工予定 年月日
		機械名	用途	処理能力	規格・形式				自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金	貸付機関名	貸付 時期	償還 年数	
									うち貸付金等	都道府県	市町村	その他						
機 械																		
合計						0	0	0	0	0	0	0	0					
建 物 （ 設 備 ）	No.	施設等区分			施設等整備に 要する経費 (円)	交付対象 経費 (円)	交付対象経費の負担区分(円)						貸付けの詳細			竣工予定 年月日		
		建物(設備)名	種類名	構造・規格			自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金	貸付機関名	貸付 時期	償還 年数			
							うち貸付金等	都道府県	市町村	その他								
合計					0	0	0	0	0	0	0	0						
施設等の合計					0	0	0	0	0	0	0	0						

注1 「用途」の欄には、「〇〇のカット」、「〇〇の冷蔵」、「〇〇の梱包」等当該機械が備えている機能を記入する。

2 「建物(設備)名」には、「〇〇食品加工施設」、「〇〇育苗施設」等を、「種類名」の欄には、「建物」、「電気設備」、「空調設備」等を記入する。

3 「施設等の合計」には機械・施設の「施設等整備に要する経費」、「交付対象経費」及び「負担区分」の合計を記入する。

4 複数の機械・建物を導入する場合は、欄を追加し記入する。

5 施設等区分の欄は、実施要領別記2-3の別表の(1)～(3)に定める交付対象施設等名を記入する。

4 施設の規模決定根拠及び利用計画 . . . 別記2-3 第7の1の(2)のイ及びウ

①	機械・建物名		使用する農林水産物等名			製品名		使用工程	
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	
	処理量[t]							0.0	
	利用日数							0.0	
								0.0	
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
	処理量[t]							0.0	0.0
	利用日数							0.0	0.0
								0.0	0.0
	規模決定根拠								

②	機械・建物名		使用する農林水産物等名			製品名		使用工程	
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	
	処理量[t]							0.0	
	利用日数							0.0	
								0.0	
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
	処理量[t]							0.0	0.0
	利用日数							0.0	0.0
								0.0	0.0
	規模決定根拠								

注1 この様式に準ずる既存書類(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

2 建物等の規模決定根拠はそれぞれのスペースごとにその用途や必要性、規模決定根拠を記載するとともに、各スペースの面積がわかる平面図等を添付すること。

5 事業実施主体の収支計画 ・ ・ ・ 別記2-3 第7の1の(2)のエ

経営全体の収支計画

	1年度目(年 月期)	2年度目(年 月期)	3年度目(年 月期)	4年度目(年 月期)	5年度目(年 月期)
①売上高	千円	千円	千円	千円	千円
売上高のうち総合化事業又は農商工等 連携事業で用いる 農林水産物等及び新商品の売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②売上原価	千円	千円	千円	千円	千円
③売上総利益(①－②)	千円	千円	千円	千円	千円
④販売費及び一般管理費	千円	千円	千円	千円	千円
⑤営業利益(③－④)	千円	千円	千円	千円	千円
⑥営業外収益	千円	千円	千円	千円	千円
⑦営業外費用	千円	千円	千円	千円	千円
⑧経常利益(⑤＋⑥－⑦)	千円	千円	千円	千円	千円
⑨人件費	千円	千円	千円	千円	千円
⑩減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
⑪付加価値額(⑧＋⑨＋⑩)	千円	千円	千円	千円	千円

注1 様式については記載項目の追加等、適宜変更して記載して差し支えない。

2 この様式に準ずる既存収支(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

3 総合化事業計画又は農商工等連携事業計画との整合性をとること。

4 事業実施主体が「農林漁業者の組織する団体」の場合、次の様式を使用して差し支えない。

5 実施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、記載不要。

※農林漁業者の組織する団体においては、次の様式を使用して差し支えない。

経営全体の収支計画

		1年度目(年 月期)	2年度目(年 月期)	3年度目(年 月期)	4年度目(年 月期)	5年度目(年 月期)
①売上高		千円	千円	千円	千円	千円
	売上高のうち総合化事業又は農商工等連携事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②経営費		千円	千円	千円	千円	千円
	原材料費	千円	千円	千円	千円	千円
	施設費	千円	千円	千円	千円	千円
	うち減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
	出荷販売経費	千円	千円	千円	千円	千円
	雇用労賃	千円	千円	千円	千円	千円
	支払利息	千円	千円	千円	千円	千円
	支払地代・賃借料	千円	千円	千円	千円	千円
	その他()	千円	千円	千円	千円	千円
所得(①－②)		千円	千円	千円	千円	千円
付加価値額 (所得＋雇用労賃＋減価償却費)		千円	千円	千円	千円	千円

6 商品等の販路や需要等の計画 . . . 別記2-3 第7の1の(2)のオ

(単位:t、千円)

総合化事業又は農工商等連携事業で用いる農林水産物等の品目	農林水産物等名・新商品名			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	販売単価③/②	販売開始時期	備考 (販売先名等を記載)	
				(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)				
			販売数量②									
			売上金額③									
	本事業により整備した施設等に係るもの		原材料数量①									
			製品数量②									
			売上金額③									
			原材料数量①									
			製品数量②									
			売上金額③									
			原材料数量①									
			製品数量②									
			売上金額③									
		計	原材料数量①									
			製品数量									
			売上金額③									
合計			原材料数量①									
			製品数量									
			売上金額③									

注1 総合化事業計画又は農工商等連携事業計画との整合性を図ること。また、ここで記載する各年度の売上金額を事業実施状況報告書及び評価報告書における各年度の成果目標とすること。

2 直売所や農家レストラン等の不特定の販売先を想定している場合は、需要に係る根拠資料を添付すること。

3 備考欄の販売先名等には、1(2)に掲げた連携事業者を含むこと。

4 実施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、記載不要。

7 本事業で扱う農林水産物の生産割合 ・ ・ ・ 別記2-3 第7の1の(1)のエ

注 実施要領別記2-3 第2の1 農林漁業者の組織する団体による取組を選択した方のみ記載する。

総合化事業で用いる農林水産物の品目		1年度目 (年 月期)	2年度目 (年 月期)	3年度目 (年 月期)	4年度目 (年 月期)	5年度目 (年 月期)
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	連携事業者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②+③)	t	t	t	t	t
	割合=④÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	連携事業者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②+③)	t	t	t	t	t
	割合=④÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	連携事業者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②+③)	t	t	t	t	t
	割合=④÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	連携事業者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②+③)	t	t	t	t	t
	割合=④÷①	%	%	%	%	%

注 1 複数の農林水産物の場合には、農林水産物ごとに記載する。

2 「割合」における目標年度の欄は50%以上であることが必要である。

3 数量(t)を用いて算出することとするが、必要に応じて金額(千円)を用いて算出しても差し支えない。

4 実施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、記載不要。

8 本事業で連携して調達・供給する農林水産物の割合・・・別記2-3 第7の1の(1)のオ

注 実施要領別記2-3 第2の2 農林漁業者団体と中小企業者による取組を選択した方のみ記載する。

(1) 新商品等製造計画 (単位:t、千円)

新商品名						
区分	事業実施前 (年 月期)	1年度目 (年 月期)	2年度目 (年 月期)	3年度目 (年 月期)	4年度目 (年 月期)	5年度目 (年 月期)
製造量						
出荷額						

注 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入する。

(2) 連携して行う農林水産物の調達・供給計画「仕入量又は仕入金額」

連携して 調達・供給す る農林水産 物の品目	連携事業者のうち 調達又は供給を行う 農林漁業者等の名称	農林水産物の取扱計画									
		事業実施前 (年 月期)	1年度目 (年 月期)	2年度目 (年 月期)	3年度目 (年 月期)	4年度目 (年 月期)	5年度目 (年 月期)				
	小計①										
	連携事業外②										
	合計③＝①＋②										
	連携比率①÷③		%	%	%	%	%	%	%	%	%
	小計①										
	連携事業外②										
	合計③＝①＋②										
	連携比率①÷③		%	%	%	%	%	%	%	%	%

- 注 1 複数の農林水産物について連携する場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加えること。
2 同一農林水産物について調達又は供給を行う農林漁業者等が複数いる場合は、農林漁業者等ごとに記入する。
3 「連携事業者のうち調達又は供給を行う農林漁業者等の名称」欄の「連携事業外」は、1(2)に掲げた連携事業者以外からの調達数量の合計を記入する。
4 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入する。
5 「連携比率」における目標年度とする欄は50%以上であることが必要である。
6 実施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、記載不要。

9 専門用語の説明

これまでの記載内容に関して専門用語を用いている場合は、以下に説明を記載する。

[illegible]

10 中山間地農業ルネッサンス事業と連携する事業について ・ ・ ・ 別記2-3 別紙2の2のア

中山間地域で実施する事業の地域経済への波及効果に関する目標

目標の具体的な内容	現状値	目標値
	(年 月期)	(年 月期)

11 市町村戦略に基づく取組について ・ ・ ・ 別記2-3 別紙2の2のイ

市町村戦略に基づいて実施する事業の地域経済への波及効果等に関する目標

目標の具体的な内容		現状値	目標値
		(年 月期)	(年 月期)
市町村戦略			
本事業			

注 1 実施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、記載不要。

12 発電施設の整備における温室効果ガス排出量の削減目標について ・ ・ ・ 別記 2－3 第 7 の 2 の (6)

整備する発電施設に係る温室効果ガス排出量の削減目標 (単位：tCO₂)

目標の具体的な内容	現状値	目標値
	(年 月期)	(年 月期)

- 注2 既存の 6 次産業化施設に対して発電施設を単独整備する場合は、現状値には既存の 6 次産業化施設における、年間需要電力量から算出した年間CO₂排出量、目標値には発電施設を整備した場合の、年間需要電力量から算出した年間CO₂排出量を記載すること。
※年間需要電力量は直近年のものを使用する。
- 注3 新設する 6 次産業化施設と併せて発電施設を整備する場合は、現状値には発電施設を整備しない場合の年間需要電力量（見込み）から算出した年間CO₂排出量、目標値には発電施設を整備した場合の年間需要電力量（見込み）から算出した年間CO₂排出量を記載すること。

13 行政施策等との関連性

該当する項目にチェックを入れること。

- (1) 事業実施計画が、「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の申請と連携する取組か

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (2) 事業を実施する地域において農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画が策定されており、かつ事業実施主体が地域計画に定める目標地図に位置づけられているか

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (3) 事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (4) 本事業計画の商品製造過程においてH A C C Pに関する第三者認証を取得する計画となっている

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (5) G F P グローバル産地計画に従って実施する事業

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (6) 市町村戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認める事業

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (7) 都道府県が策定した中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (8) 業務用需要に応じた一次加工品等のB to Bの取組

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (9) 認定総合化事業計画又は農商工等連携事業計画に位置づけられた、農泊地域協議会と連携する取組

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (10) 障害者等の雇用等に関する農福連携の取組

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (11) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (12) 労働安全マネジメントシステム規格の認証を受けている、又は労働衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく取組について、労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの確認を受けている

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (13) 事業実施主体が農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領別記2－2に定める支援対象者又は重点支援対象者に決定され、中央プランナー若しくはエグゼクティブプランナー、又は地域プランナーによる経営改善の取組に対する支援を受けている

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (14) 事業開始までに、中小企業診断士等による経営診断や第三者評価会等の、事業の継続性を証明する事前の取組が行われる

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (15) みどり法に基づく計画に位置付けられた取組

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (16) 事業を行う地域が「デジ活」中山間地域に登録されているか

☐ 該当する

☐ 該当しない
- (17) 発電施設を整備する取組

☐ 該当する

☐ 該当しない

(添付書類)

(1)応募団体が農林漁業者の組織する団体の場合

- ① 農業経営を行う法人の場合
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 直近3か年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- ② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合
 - ア 法人設立が確実であることの分かる資料
 - イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近3か年分の決算報告書
 - 個人経営から新たに設立する場合には、直近3か年分の構成員(代表者等)の所得税の確定申告書等
- ③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合
 - ア 組織の代表者、出資金及び規約等の分かる資料
 - イ 経理の一元化を行っていることの分かる資料
 - ウ 構成員に所得税が課税されている場合には、直近3か年分の構成員(代表者等)の所得税の確定申告書等
 - 団体に課税されている場合には、直近3か年分の決算報告書
- ④ 共通
 - ア 見積書
 - イ 機械・施設等の位置図
 - ウ 機械・施設等の配置図及び平面図
 - エ 機械・施設整備の工程(工事日程)等
 - オ 商品の製造工程(フローチャート)
 - カ 六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく総合化事業計画又は同法第6条の規定に基づく変更した総合化事業計画の写し、又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画又は同法第5条の規定に基づく変更した農商工等連携事業計画の写し
 - キ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが確認できる資料(融資予定額、償還年数、融資資金使途、貸付機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)
 - ク 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に係る手続を行う必要がある場合は、その手続等の資料
 - ケ 土地や施設等を他者から貸借して事業を実施する場合は、事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料
 - コ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が確認できる資料(規約等)
 - サ 新商品の販路、加工・製造方法、原料となる農林水産物の確保等について専門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行った事業実施前の取組の内容が分かる資料
 - シ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業)費用対効果算定要領(令和●年●月●日付け●農振第●●号農林水産省農村振興局長通知)に基づく費用対効果分析資料及び当該資料のデータの根拠の欄に記載された内容を確認するために必要な資料
 - ス 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(令和3年2月16日農林水産省決定)に係るチェックシートの写し
 - ソ 実施要領別記2ー3の第4の3に記載の発電施設等の単独設置を実施する場合は、設置する6次化施設に係る総合化事業計画または農商工等連携事業計画及び過年度の整備事業実施計画書

(2)応募団体が中小企業者である場合

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 直近3か年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- ④ 組織の代表者、規約等の分かる資料
- ⑤ 見積書
- ⑥ 機械・施設等の位置図
- ⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図

- ⑧ 機械・施設整備の工程(工事日程)表
- ⑨ 商品の製造工程(フローチャート)
- ⑩ 農商工等連携促進法第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画又は同法第5条に基づく変更した農商工等連携事業計画の写し
- ⑪ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが確認できる資料(融資予定額、償還年数、融資資金使途、貸付機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)
- ⑫ 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続等の資料
- ⑬ 土地や施設等を他者から貸借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業が実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料
- ⑭ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が確認できる資料(農商工等連携事業計画での連携以外にも、多様な事業者と連携する取組の場合のみ添付。)
- ⑮ 新商品の販路、加工・製造方法、原料となる農林水産物の確保等について専門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行った事業実施前の取組の内容が分かる資料
- ⑯ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業)費用対効果算定要領(令和●年●月●日付け●農振第●●号農林水産省農村振興局長通知)に基づく費用対効果分析資料及び当該資料のデータの根拠の欄に記載された内容を確認するために必要な資料
- ⑰ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(令和3年2月16日農林水産省決定)に係るチェックシートの写し

- (3)「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」に認定されているまたは申請していることが確認できる資料
- (4)農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に定められた目標地図に位置づけられていることが確認出来る資料
- (5)「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
- (6)商品の製造過程にHACCPに関する第三者認証を取得する計画であることが確認できる資料
- (7)「GFPグローバル産地計画の認定規程」(令和2年4月1日農林水産大臣決定)に基づくGFPグローバル産地計画の認定通知
- (8)市町村戦略に基づいて行われる取組であることを、市町村戦略策定協議会又は当該市町村が認める旨を記載した資料(別添1)及び市町村戦略
- (9)中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組であることが確認できる資料
- (10)特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料
- (11)取引先が求める品質管理基準を満たす施設等を整備することが確認できる資料(交付金の額が1億円を超える場合は、BtoBによる取扱量又は取扱金額が50パーセント以上の計画であることが確認できる資料)
- (12)第3の1の(1)のただし書に該当する場合は、農泊地域協議会と連携していることを確認できる資料
- (13)障害者等の雇用等の計画が確認できる資料(別添2)
- (14)労働安全衛生マネジメントシステム規格の認証を受けていること、又は労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成11年労働省告示第53号)に基づく取組について、労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの確認を受けていることが確認できる資料(認証機関が発行する証書又は労働安全・衛生コンサルタントが発行する労働安全・衛生診断書の写し)
- (15)農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領別記2ー2に定める支援対象者又は重点支援対象者に決定され、中央プランナー若しくはエグゼクティブプランナー又は地域プランナーによる経営改善の取組に対する支援を受けていることが確認できる資料(経営改善戦略の写し)
- (16)中小企業診断士等による経営診断や第三者評価会等の事前の取組みが行われていることが確認できる資料
- (17)みどり法に基づく「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」、「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」、「特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」又は「基盤確立事業の実施に関する計画」
- (18)事業を実施する地域が「デジ活」中山間地域に登録されていることが確認できる資料
- (19)温室効果ガス排出量の削減目標を設定していることが確認できる資料(又は目標値の設定根拠が確認できる資料)
- (20)その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：(1)又は(2)については必ず添付すること。また、(3)～(19)の資料については、13の(1)～(17)の項目において「該当する」をチェックをした場合に添付すること。

※事業実施主体名を記載 殿

年 月 日

市町村長名
又は協議会長名

〇〇市（町村）の市町村戦略との関連性に係る確認について

貴殿が作成した、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別紙様式第1号（農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）事業実施計画書）の「11 市町村戦略に基づく取組について」の記載内容については、〇〇市（町村）市町村戦略に基づく取組であり、かつ、地域経済への波及効果等公益の増進に寄与する取組となっていることを認めます。

障害者等の雇用に関する計画書

年 月 日

所在地
名 称
代表者氏名

1 障害者等の雇用人数

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①身体障害者	人	人	
②知的障害者	人	人	
③精神障害者	人	人	
④その他の障害者	人	人	
⑤生活困窮者	人	人	
⑥要介護認定者	人	人	
計	人	人	

※ ④その他の障害者の内容欄については、難病等に起因する障害者の人数を記載すること。

2 障害者等の雇用の形態

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①直接雇用	人 (人)	人 (人)	
	ア 正規社員 (人)	人 (人)	
	イ 非正規社員 (人)	人 (人)	
②業務委託	人 (人)	人 (人)	
③労働者派遣	人 (人)	人 (人)	
④その他	人 (人)	人 (人)	
計	人 (人)	人 (人)	

※ 障害者等の雇用人数を記載した場合は、当該雇用人数の下段の（ ）内に障害者等別の人数を記

載すること。

- ※ 実施要領別記 2－3 の第 3 の 3 のウに定める障害者雇用による交付率嵩上げの要件については、
①直接雇用の場合のみを対象とすること。
- ※ ④その他は、の①から③までに当てはまらない形態の場合を指し、具体的な形態については「備考」欄に記載すること。

3 障害者等の雇用契約の締結時期

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①直接雇用	年 月 予定	年 月 日	
②業務委託	年 月 予定	年 月 日	
③労働者派遣	年 月 予定	年 月 日	
④その他	年 月 予定	年 月 日	

- ※ 障害者等の雇用契約の締結時期が契約者ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。
- ※ ①直接雇用による既雇用者がいる場合は、雇用契約書等の写しを添付すること。
- ※ ②業務委託による既雇用者がいる場合は、業務委託契約書の写しを添付すること。
- ※ ③労働者派遣による既雇用者がいる場合は、労働者派遣契約書の写しを添付すること。
- ※ ④その他による既雇用者がいる場合は、雇用の事実が分かる書類の写しを添付すること。

4 障害者等の雇用の開始時期

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①直接雇用	年 月 予定	年 月 日	
②業務委託	年 月 予定 ア 契約予定の相手	年 月 日 ア 契約相手	
	イ 契約予定期間 年 月 日～ 年 月 日	イ 契約期間 年 月 日～ 年 月 日	
③労働者派遣	年 月 予定 ア 契約予定の相手	年 月 日 ア 契約相手	
	イ 契約予定期間 年 月 日～ 年 月 日	イ 契約期間 年 月 日～ 年 月 日	
④その他	年 月 予定 ア 契約予定の相手	年 月 日 ア 契約相手	
	イ 契約予定期間 年 月 日～ 年 月 日	イ 契約期間 年 月 日～ 年 月 日	

- ※ 障害者等の雇用の開始時期が契約者ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。
- ※ ②業務委託、③労働者派遣及び④その他の内容欄に障害者等の雇用の開始時期を記載した場合は、当該開始時期の下段に、新規雇用にあつては契約予定の相手及び契約予定期間を、既雇用にあつては契約相手及び契約期間をそれぞれ記載すること。なお、現時点において、新規雇用に係る契約予定の相手がいない場合は「調整中」又は「未調整」と記載すること。

5 障害者等が従事する業務の内容

--

※ 障害者等が従事する業務の内容については、障害者等が年間を通して従事する業務の内容を具体的に記載すること。また、従事する業務の内容が障害者等ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。

6 障害者等の年間勤務日数及び時間

区 分		内 容		備 考
		新規雇用	既雇用	
①年間勤務日数	現在		日	
	計画	日	日	
②年間勤務時間	現在		時間	
	計画	時間	時間	

※ 障害者等の年間勤務日数及び時間が雇用者ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。

7 障害者等の雇用に係る活動状況等

--

※ 障害者等の雇用に係る活動状況等について、公共職業安定所や就労支援機関、福祉施設等と調整等を行っている場合はその調整等の状況を、調整等を行っていない場合はどのような手段で障害者等を雇用しようとしているのかを記載すること。

※ 障害者等の雇用に関する計画を達成しない場合及び雇用した障害者等が退職により欠けた場合の対応について、それぞれ記載すること。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

年度農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の〔都道府県計画の協議/都道府県計画の変更の協議〕について

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記2－3の〔第4の4/第4の5〕に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、本要領別記2－3の第4の3の規定により提出された事業実施計画を添付することとする。
 - 2 変更協議の場合、関係書類として、本要領別記2－3の第4の3の規定により提出された事業実施計画に変更があった場合は、変更の内容が分かる資料を添付することとする。
 - 3 変更協議の場合、事業実施計画の添付資料については、変更があったものだけを添付することとする。

都道府県事業実施計画

1. 事業総括表

(都道府県名：)

市町村名	事業実施主体名	事業内容	成果目標	交付対象経費 (円)		負担区分 (円)				完了予定 年月日	継続事業を実施する場合		備考
				事業費		交付金	都道府県費 市町村費	自己資金			全体事業費		
					うち附帯事務費				うち借入金			交付金	

(注) 1 「市区町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
2 「事業内容」の欄については、本要領別記2－3の別表に定める交付対象施設名等を記入するほか、整備する施設の名称、規模及び処理量を記入すること。
3 「成果目標」の欄については、事業実施計画書に掲げる成果目標値を記載すること。
4 「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。

別紙様式第2号（別表）

2. 成果目標及び配点等

No.	事業実施主体名	対象となる優先枠	交付対象 経費 (円)	交付金 (円)	成果目標	事業実施計画に対する評価の基準による配点								ポイント 総計	備考
						安定性	確実性					持続性・継続性			
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		
1														0	
2														0	
3														0	
4														0	
5														0	
6														0	
7														0	
8														0	
9														0	
10														0	
11														0	
12														0	
13														0	
14														0	
15														0	
16														0	
17														0	
18														0	
19														0	
20														0	
合計						0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- （注1）「事業実施計画に対する評価の基準による配点」の欄については、本要領別記2－3の別紙1に規定する評価項目ごとのポイントを記入すること。
- （注2）「対象となる優先枠」の欄については、本要領別記2－3の第5の1の（1）のアの（ア）aに該当する取組の場合は「中山間地農業枠」と、本要領別記2－3の第5の2の（1）のアの（ア）bに該当する取組の場合は「特定有人国境離島地域枠」と記入すること。
- （注3）「成果目標」の欄については、事業実施計画書に記載した成果目標及び目標値を記載すること。

別紙様式第2号（別表）
3. 都道府県附帯事務費の内訳表

区 分		金額（円）	内 容	（都道府県名： ） 内 訳
報償費	謝金			
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
給料等	報酬 給料 職員手当等			
小計				
共済費				
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費 手数料			
小計				
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費	庁用器具費 機械器具費			
小計				
市町村附帯事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

別紙様式第3号

農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）
改善計画書

年 月 日作成

都道府県名	市町村名	事業実施主体名
事業内容		事業実施期間

1 成果目標の達成状況

成果目標	目標値 A	実績値 B	達成率（%） B / A	備 考
総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高又は中小企業者にあっては認定農商工等連携事業に係る農林水産物の売上高（千円）				
うち、本事業により整備した施設等に係る売上高（千円）				

※ 事業実施状況報告書又は評価報告書における直近の達成率を記載する。

2 効果の発現状況及び目標が達成されなかった要因

--

※ 要因分析に当たっては、中小企業診断士等による経営指導等に基づき、事業実施による

効果及び目標が達成されなかった要因を適切に分析するとともに、具体的に記載すること。また、環境要因については、社会経済動向、関連する施策の状況、実施地域を含む地域全体の動向等の考えられる要因を具体的に記載すること。

3 目標達成に向けた方策

具体的取組方策	
---------	--

※ 具体的取組方策の内容に新商品の変更を含む場合は、別途事業実施計画書の変更申請を行うものとする。

4 成果目標達成予定年度までの目標値

成果目標	現状 (○年度)	○年度	○年度	○年度	目標達成 予定年度 (○年度)
総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高又は中小企業者にあつては認定農商工等連携事業に係る農林水産物の売上高（千円）					
うち、本事業により整備した施設等に係る売上高（千円）					

※ 目標達成予定年度までの年数等に応じ、適宜表を削除又は追加するものとする。

5 改善計画に対する第三者の意見

（コメント）

※ 第三者とは「当事者以外の者」又は「その事柄に直接関係していない人」であり、6次産業化や経営改善に係る知見を有し、適切に評価が可能である者。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の事業実施状況報告及び評価報告（ 年度）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記2－3の第12の2の（3）及び3の（3）により、別添のとおり報告します。

（注）実施要領別記2－3の第12の3に基づき評価報告を行う場合は、「事業実施主体の自己点検結果」を「事業実施主体の自己評価」とし記載すること。また、「都道府県における事業実施状況の点検結果」を「都道府県における事業実施状況の評価結果」として記載すること。

|--|

＜中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標＞

市町村 名	事業実施主 体名	中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標 (千円、人、等)				事業実施主体の 点検結果	都道府県の 点検結果	
		目標の内容		実績				達成率 (%)
(例) 〇〇市	〇〇農協			実績 (初年度)				
				実績 (第2年度)				
				実績 (第3年度)				
				実績 (第4年度)				
				実績 (第5年度)				
		目標年度						

＜市町村戦略策定市町村における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標＞

市町村 名	事業実施主 体名	市町村戦略策定市町村における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標 (千円、人、等)				事業実施主体の 点検結果	都道府県の 点検結果	
		目標の内容		実績				達成率 (%)
(例) 〇〇市	〇〇農協			実績 (初年度)				
				実績 (第2年度)				
				実績 (第3年度)				
				実績 (第4年度)				
				実績 (第5年度)				
		目標年度						

- 注1 目標年度までの毎年度において、表中の成果目標、実績、達成率、点検結果及び別添3について、事業実施主体ごとに実施状況報告書を作成する。
- 注2 達成率については最終目標に対する報告年度の達成率及び各年度ごとの成果目標に対する達成率をそれぞれ記載する。各年度ごとの成果目標は別紙様式第1号 事業事業実施計画書「6 商品等の販路や需要等の計画」の各年度における売上高とする。
- 注3 付加価値額の欄については、実績年度ごとの「経常利益」、「人件費」及び「減価償却費」の合計額を記載する。
- 注4 点検結果には、事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法について記載する。記載が枠におさまらない場合には、別添1別紙1に記載する。
- 注5 配点基準等の該当項目チェック欄において、該当がある事業については、「○」を選択する。該当がある事業については、別添1別紙2に取組状況等を記載する。
- 注6 目標年度において、実施状況報告書の表題及び表中の下線部を追加し、評価の欄に事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法を記載する。記載が枠におさまらない場合には、別添1別紙1に記載する。
- また、別紙様式第4号（別添2）により、目標年度に至った事業実施主体を整理し、当該報告書と併せて報告する。
- 注7 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書（目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書）及び経営状況の確認できる資料として直近年度の決算報告書を添付する。
- 注8 都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施した事業については、「中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標」の欄も記入する。
- 注9 市町村が作成する「市町村戦略」に基づいて実施した事業については、「市町村戦略策定市町村における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標」の欄も記入する。
- 注10 報告に不要な表は、削除する。

配点基準等の該当項目チェック欄の番号区分

- ①B to Bの取組に関するポイントを加算した事業
- ②HACCPに関する第三者認証に関するポイントを加算した事業
- ③農泊、観光消費に関するポイントを加算した事業
- ④障害者雇用等が加工業務等への従事に関するポイントを加算した事業
- ⑤事業実施主体が構成員に3戸以上の農林水産漁業者を含まない団体である事業

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（産業支援型）

(〇〇県 〇年度)

市町村名	事業実施 主体名			事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
		成果目標	(目標年度) 〇年		
(例) 〇〇市	〇〇農協	実績 (初年度)	達成率 (%)		
		実績 (第2年度)	達成率 (%)		
		実績 (第3年度)	達成率 (%)		
		実績 (第4年度)	達成率 (%)		
		実績 (第5年度)	達成率 (%)		

＜中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標＞

市町村名	事業実施 主体名	実績	達成率 (%)	事業実施主体の点検結果	都道府県の点検結果
(例) 〇〇市	〇〇農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

＜市町村戦略策定市町村における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標＞

市町村名	事業実施 主体名	実績	達成率 (%)	事業実施主体の点検結果	都道府県の点検結果
(例) 〇 〇市	〇〇農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

注 報告に不要な表は、削除する。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（産業支援型）

（〇〇県 〇年度）

＜事業実施状況、事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法＞

①B to Bの取組に関するポイントを加算した事業

市町村名	事業実施 主体名		取引状況	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
(例) 〇 〇市	〇〇農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

②HACCPに関する第三者認証に関するポイントを加算した事業

市町村名	事業実施 主体名		取得状況	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
(例) 〇 〇市	〇〇農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

③農泊、観光消費に関するポイントを加算した事業

市町村名	事業実施 主体名		取組状況	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
(例) 〇 〇市	〇〇農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

④障害者雇用等が加工業務等への従事に関するポイントを加算した事業

市町村名	事業実施 主体名		取組状況	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
(例) ○ ○市	○○農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

⑤事業実施主体が構成員に3戸以上の農林水産漁業者を含まない団体である事業

市町村名	事業実施 主体名		新たに雇用 した人数	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
(例) ○ ○市	○○農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

注 報告に不要な表は、削除する。

〇〇年度 都道府県事業成果の評価報告書（産業支援型）

（〇〇県 〇年度）

市町村 名	事業実施 主体名			農林漁業者が組織する団体による取組		農林漁業者等と中小企業者による取組		事業費 (円)	負担区分 (円)					完了 年月 日	付加価値額 (千円)		事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価	備考	
				総合化事業で用いる農 林水産物等及び新商品 の売上高 (千円)	うち、本事業により整 備した施設等に係る売 上高 (千円)	中小企業者にあつては 総売上高、農林漁業者 等にあつては認定農商 工等連携事業に係る農 林水産物の売上高 (千円)	うち、本事業により整 備した施設等に係る売 上高 (千円)		自己資金		地方公共団体等									交付金
									うち 貸付金 等	都道府県	市町村	その他								
(例) 〇〇市	〇〇農協	成果目標	(目標 年度) 〇年												①経常利益					
		目標年度 実績	達成率 (%)											②人件費						
〇〇市	㈱〇〇農産	成果目標	(目標 年度) 〇年												③減価償却費					
		目標年度 実績	達成率 (%)											④付加価値額 (①+②+③)						
〇〇町	〇〇	成果目標	(目標 年度) 〇年												①経常利益					
		目標年度 実績	達成率 (%)											②人件費						
														③減価償却費						
														④付加価値額 (①+②+③)						
都道府県平均達成率				0.0%																
総合所見																				

注 1 目標年度における事業者ごとの評価を実施状況報告書別紙様式第 4 号（別添 1）から転記し、当該年度の都道府県の平均達成率を計上した上で、総合所見を記載する。

注 2 都道府県の平均達成率は、農林漁業者が組織する団体による取組並びに農林漁業者等と中小企業者の取組の達成率の合計を事業者数で除した値を記載する。

注 3 事業実施主体の点検結果及び評価、都道府県の点検結果について記載がおさまらない場合には、別添 2 別紙 1 にて記載する。

都道府県事業成果の評価報告書（産業支援型）

（〇〇県 〇年度）

市町村名	事業実施 主体名			事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価	備考
(例) 〇 〇市	〇〇農協	成果目標	(目標年度) 〇年			
		目標年度 実績	達成率 (%)			
〇〇市	(株)〇〇農 産	成果目標	(目標年度) 〇年			
		目標年度 実績	達成率 (%)			
〇〇町	〇〇	成果目標	(目標年度) 〇年			
		目標年度 実績	達成率 (%)			

注 報告に不要な表は、削除する。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（産業支援型）

（〇〇県 〇年度）

市町村名	事業実施 主体名			①経営全体の売上高	②経営全体の営業利益
(例) 〇〇市	〇〇農協	目標	(目標年度) 〇年		
		実績 (計画時)			
		実績 (初年度)	達成率 (%)		
		実績 (第2年度)	達成率 (%)		
		実績 (第3年度)	達成率 (%)		
		実績 (第4年度)	達成率 (%)		
		実績 (第5年度)	達成率 (%)		
市町村名	事業実施 主体名			①経営全体の売上高	②経営全体の営業利益
(例) 〇〇市	〇〇農協	目標	(目標年度) 〇年		
		実績 (計画時)			
		実績 (初年度)	達成率 (%)		
		実績 (第2年度)	達成率 (%)		
		実績 (第3年度)	達成率 (%)		
		実績 (第4年度)	達成率 (%)		
		実績 (第5年度)	達成率 (%)		
市町村名	事業実施 主体名			①経営全体の売上高	②経営全体の営業利益
(例) 〇〇市	〇〇農協	目標	(目標年度) 〇年		
		実績 (計画時)			
		実績 (初年度)	達成率 (%)		
		実績 (第2年度)	達成率 (%)		
		実績 (第3年度)	達成率 (%)		
		実績 (第4年度)	達成率 (%)		
		実績 (第5年度)	達成率 (%)		

注 報告に不要な表は、削除する。

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄件にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者氏名

農山漁村発イノベーション整備事業で
取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

〇〇年度において本事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築の理由

2 増築に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び事業名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格、規模等
- (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額
- (6) 取得年月日

3 増築の概要

- (1) 増築
 - (例) 増築 鉄骨スレート葺 〇〇㎡ 事業費 〇〇〇 千円
 - 増設 〇〇ライン 〇〇箱／日処理 事業費 〇〇〇 千円
- (2) 事業費の負担区分
- (3) 着手予定時期
- (4) 増築の効果

[添付資料]

- 1 当回事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画（産業支援型のみ）
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

（注）模様替え、移転、更新等の場合は「増築」をそれぞれの用語とする。